

令和8年3月5日

# 第1回岩美町議会定例会資料

会期及び審議予定	P2
一般質問（質問事項及び質問要旨）	P3～17
請願（陳情）等文書表一式	P18～32
例月出納検査報告	P33～38
（令和7年11・12月・令和8年1月分）	
一般経過の報告（議会関係行事）	P39

岩 美 町 議 会

令和8年第1回岩美町議会定例会(3月議会)会期及び審議日程(予定)

月 日	曜日	会 議	会 議 の 内 容	備 考
3/5	木	本会議	1 開会(開議)宣告 1)議事日程の報告 2)諸般の報告 2 議事日程 1)会議録署名議員の指名 2)会期の決定 3)町長の施政方針 4)議案審議 (令和7年度各会計補正予算議案等審議)	
6	金	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議(説明) (令和8年度各会計予算議案等一括上程・説明)	
7	土	休 会		
8	日	休 会		
9	月	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)一般質問	
10	火	休 会		中学校卒業式
11	水	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議(質疑) (令和8年度各会計予算議案等一括質疑・委員会付託)	予算審査特別委員会設置 予算審査特別委員会 (正・副委員長互選)
12	木	休 会	常任委員会・予算審査特別委員会分科会	
13	金	休 会	常任委員会・予算審査特別委員会分科会	
14	土	休 会		
15	日	休 会		
16	月	休 会	予算審査特別委員会	
17	火	休 会		
18	水	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議 (令和8年度各会計予算議案等一括審議) 委員長報告、質疑、討論、採決 2)請願等処理 3)追加議案、発議案等審議 3 閉会宣告	議会だより調査特別委員会

# 令和8年第1回岩美町議会定例会一般質問

NO.1

通告順	氏名	質問事項	質問要旨	
1.	川口 耕司	1. 文化財の保存と活用について	<p>本町には、国指定の「浦富海岸」や県指定の「牧谷はねそ踊り」、さらには多くの町指定文化財があります。これらは町の宝であり、次世代に引き継ぐ責務があります。しかし、人口減少や高齢化により伝統芸能の担い手不足などにより地域、集落などで行われていた文化的行事等が継承されない事態が発生しています。</p> <p>(1) 文化財は一度失われると、二度と復元できない性質を持つため、その価値を損なわず守り続けることが大切であります。文化庁のデジタルアーカイブ推進に合わせ、貴重な町内の文化財を3Dデータや高精細画像で保存し公開することについて、教育長の見解をお伺いします。</p> <p>(2) 観光・教育・地域コミュニティとの連携について、文化財を観光資源としてどう活用していくのか、また、小学生の郷土愛醸成にどう繋げているのかお伺いします。</p> <p>(3) 国指定史跡となっている山陰道蒲生峠越は本町の歴史的遺産の中でも特に象徴的です。しかし現状では案内板の老朽化や道の荒廃も見受けられます。山陰近畿自動車道の全線開通を見据え、この「歴史の道」を新たな観光資源として活用していくことも必要ではないでしょうか。しかし、峠道は草木に覆われやすく、石畳の崩落も懸念されます。町として近年の豪雨による土砂災害などから、この貴重な史跡をどう保存し活用していくのかお伺いします。</p>	

		<p>2. 空き家対策と定住支援の実態及び移住者支援事業について</p>	<p>少子高齢化に伴う人口減少などにより、全国的に空き家数が増加し、深刻な社会問題となっています。</p> <p>(1) 空き家バンクの地区別登録状況と周知方法についてお伺いします。</p> <p>(2) 空き家バンクに登録している空き家物件に入居された方が、地域に円滑にとけ込めるように、受け入れ活動を行う自治会（区・町内会・集落）に交付金を支給しています。申請件数、交付決定数及び対象となった自治会（区・町内会・集落）数の直近3年間の推移についてお伺いします。</p> <p>(3) 本町の空き家バンクについて、累計登録数及び成約数の推移をどう評価しているのかお伺いします。</p> <p>(4) 令和7年11月末現在町内には554戸の空き家があるようです。今後、空き家は増える傾向にあると思われれます。空き家バンク登録数が少数に留まっている原因は色々あると思われれますが、所有者が登録をためらう最大の原因をどう分析し、その障壁を取り除くためにもどのような新たな手立てを講じていくのか町長の見解をお伺いします。</p> <p>(5) 現在の空き家バンクは、浦富周辺など利便性の高い物件が多いと思えます。山間部の物件は登録数も少なく敬遠されがちであります。山間部の空き家が放置されれば害獣の住処となり、景観を損ない、やがて倒壊して町道の通行を妨げるなど、住民の安心安全を脅かすこととなります。山間部の空き家実態をどう把握し、今後どのように管理責任を問うて行くのか町長の見解をお伺いします。</p>
--	--	--------------------------------------	---

			<p>(6) 鳥越集落では、平成29年に空き家バンクを活用し若者世帯の移住が実現しました。これは町が掲げる移住定住支援が実を結んだ成果であり地域の活力再生に向けた大きな一歩だと思えます。この喜ばしい転入により、町が進めている受益者負担率の軽減対象集落の高齢化率が低下した結果、負担増を理由に危険木伐採事業を断念せざるを得ないという事態が発生しています。地域住民の生活環境と集落活力維持を両立させるため、負担金減免など移住者支援事業との紐付けを提案したいが、町長の見解をお伺いします。</p>	
--	--	--	---	--

通告順	氏名	質問事項	質問要旨	
2.	森田 洋子	1. 大雪による除雪体制の見直しを	<p>本町は1月24日から25日にかけて強い寒波が到来した。</p> <p>町内でも多く積雪し、また近隣の鳥取市では一晩で約40cm、6時間で30cmの降雪が観測された。</p> <p>また、2月8日朝までの短時間で一晩に30～40cm以上の降雪を記録し、町内全域で深刻な積雪となり、「顕著な大雪に関する気象情報」が発表され、全国ニュースにもなった。</p> <p>2月9日には非常に強い降り方をしたことによる倒木で停電も発生した。</p> <p>総務省のまとめでは、今年に入ってから大雪に関して死者数は49人に上った。</p> <p>また、取り組む大雪に関する主な課題としては自治体の「財政負担の増大」、地域の「除雪体制の維持」および災害時の「通信インフラの確保」の3点に集約される。</p> <p>本町も過疎化と高齢化が進む中、地域の持続可能な除雪体制の構築をと考える。</p> <p>(1) 本町は「令和7年度岩美町除雪計画」に基づき、新雪10cm以上（大雪警報時は5cm）での出動や午前6時30分までの作業完了を目標としている。</p> <p>この度の大雪による除雪体制はどうだったか。</p> <p>また、問題点や今後の課題はあるのか。</p> <p>(2) 現在の委託体制で担い手が不足していると思われるが今後たとえば10年とか維持できるのか。</p>	

		<p>(3) 本町は「高齢者世帯等雪下ろし助成事業」で屋根の雪下ろし、玄関から生活道路までの除雪や家屋の周囲の除雪にかかる経費の助成を行っている。 助成額は2万円の実施をしていることは認識している。 利用状況はどうか。</p> <p>(4) 年々積雪が増え、集落内の除雪は集落の方がやっていますが、高齢化が進んで作業をする方もこれからいつまでできるか負担が大きいと云われる。 本町では集落内の除雪の助成を行っているが、今後担い手がなくなる可能性がある。 町長の見解を伺う。</p> <p>(5) 最後に、除雪計画の中に経路も示されているが、今後見直しをする考えはあるか。</p>	
	<p>2. フレイブル予防のさらなる強化を</p>	<p>昨年町長が所信表明において「暮らしやすいまちづくり」の中で、高齢になっても生きがいを持って元気に暮らせるようeスポーツや健康マージャンの普及を進めますとともに、災害時の共助や孤独・孤立の解消などに向け、地域の皆様がそれぞれ役割を持った「みんなで支えあうまちづくり」に取り組み地域共生社会の実現を目指しますと述べられました。</p> <p>(1) 先日中央公民館で行われた女性向け、初心者向けのイベントとして「健康マージャン女性交流会」が開催され、初心者である私も参加をした。 各地区から大勢の方が参加をされていて、気軽に参加でき、大変に有意義なイベントであった。</p>	

		<p>また今後とも開催されるとのこと、また各地区も少しずつ開催日を増やされている。 このようなフレイル予防の取り組みを町長はどう考えるか見解を伺う。</p> <p>(2) 以前にフレイル予防について質問をしたが、今、ヒアリングフレイルの取り組みが全国に広がっている。 ヒアリングフレイルとは、聞き取る機能の衰えのことである。 聞こえにくさから会話が難しくなると、人とのつながりが低下し、うつや認知症につながる可能性がある。 高齢になってからの社会参加を維持し認知症を防ぐためにもヒアリングフレイルの早期発見が重要と考える。 サロンや公民館行事などにヒアリングフレイルのパネルレットを配布し広く周知する取り組みをしないか。</p> <p>(3) 全国の自治体にはチェックリストやアプリで「聞こえのチェック」を健診等に導入しているところがある。 本町は導入する考えはないか。</p> <p>(4) 最後に、令和6年12月議会で質問したが、軟骨伝導イヤホンを本町の健康福祉課などの窓口に設置してはどうか。再度伺う。</p>	
--	--	--	--

通告順	氏名	質問事項	質問要旨	
3.	岡本 浩美	1. 浜の活力再生について	<p>(1) 水産業は岩美町にとって基幹産業の一つであり、第1次岩美町総合計画や第3期岩美町地域創生総合戦略に盛り込まれています。また、より具体的な施策として、平成26年度に策定された「浜の活力再生プラン」第3期が進行中であります。第2期終了年度の令和5年度では漁業収入も漁業所得も目標を達成されておりますが、第2期をどのように検証され、評価されていますかお伺いします。</p> <p>(2) 本町には鳥取県漁協網代港支所・田後漁協を中心とした沖合底びき網漁業、鳥取県漁協浦富支所を中心とした小型定置網漁業、鳥取県漁協東支所の採貝・採藻漁業と様々な漁業がございます。漁業によって課題が異なりますので個別に質問いたします。</p> <p>まず、本町の中核を担う沖合底びき網漁業についてお聞きします。現在、町内には沖底船が16隻あり、網代港支所に10隻、田後漁協に6隻が所属しています。網代港支所と田後漁協に聞取りした結果、令和5年と令和6年の網代の漁獲量は減少しています。かれい類の減少が主な理由です。田後はほたるいかの豊漁により漁獲量は増加していますが、やはりかれい類の減少が顕著です。</p> <p>漁獲高で見ますと、網代港支所は令和5年度は、前年並です。令和6年度は減少しています。田後漁協は直近2年間減少となっています。どちらも漁獲高減少は、主力のかにやかれいの減少が影響しています。</p> <p>岩美町は、令和6年度に入っ、かにやかれいの漁獲高減少に対する原因をどう把握しているか伺います。</p>	

			<p>(3) 漁業者自体もかかりに関しては鳥取県底曳網漁業協会による「ずわいがに採捕に関する規制」、かれいに対し ては「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」に基づく保護区の設定や全長20cm未満の個体の放流等の規制をし、資源管理に努めています。持続可能な水産業を目指して、鳥取県や漁業者との連携をさらに深めていくべきと考えますがどうでしょうか。</p> <p>(4) 浦富支所の漁業者自らは、藻場の保全のため船上や潜水によってムラサキウニやヒトデ類などの食害生物の駆除に取り組んでいます。漁獲量をキープするというより、激減させないための施策です。また国の補助事業で進めている田後沖から熊井浜沖へのイワガキ礁移設試験の初期調査結果は良好であると浦富支所関係者から聞いております。需要がとて高いイワガキの漁獲量安定のためにも効果が確認でき次第、現在50基中12基の移設ですが早期に50基を移設できるように国や県に働きかけるべきと考えますがどうでしょうか。</p> <p>(5) 東支所の課題は、土砂の堆積問題です。過去は毎年実施頂いていた浚渫が現在は隔年実施となっております。また漁港の強風により船や船外機が損壊しないかと危惧されています。浚渫の毎年実施とフェンス等の強風対策を実施する考えがあるかお聞きします。</p>
--	--	--	--

		<p>2. 日本のコースタルローイングのメッカと岩美町の活性化について</p>	<p>(6) 沖合底びき網漁業の乗組員の3分の1がインドネシアの海外研修生に依存しています。網代港支所は、日本人の新規採用に関し、鳥取県漁協指導部より紹介があるものの採用に至らない。網代港支所、田後漁協ともに日本人乗組員の高齢化が進み、次世代の船長、機関長の育成が急務であります。基幹産業維持のため、担い手確保は重要な課題の一つであると考えます。漁業の魅力発信などの普及啓発活動に対し、どのような対応策を実施しているのかお聞きします。</p> <p>(7) 第3期浜の活力再生プラン初年度の令和6年度は未達であったと認識しています。達成に向けて、今後どう取り組んでいくかお聞きします。</p> <p>(1) コースタルローイングが徐々に普及してきました。この競技は、2028年のロサンゼルスオリンピックより正式種目となりました。絶好のタイミングを掴み岩美町の活性化に繋がりたいと考えます。 町長の考えをお聞きします。</p> <p>(2) 令和6年、令和7年と2年続けて東浜で国内トップ大会が開催され、約125名の選手が参加しました。岩美北小学校と岩美西小学校の児童も実際にローイングを体験し大好評だったと聞いております。本年も6月に国内大会が実施されます。そして10月には中国青島でワールドカップが開催されます。ワールドカップの事前合宿地として既にアメリカチームや日本チームから問合せが来ていると聞いています。高校野球の甲子園、高校ラグビーの花園、大学ラグビーの合宿地である長野県の菅平のように岩美がコースタルローイングの聖地となればと考えますがどう捉えているか伺います。</p>
--	--	---	---

(3) メッカとして実現するには、受入体制が必要となりま  
す。第一に艇庫が必要となります。また観客や観光客受  
入のためのトイレ整備も必要です。私の構想は、艇庫に  
ローイング機器、トレニング機具、観客待機用の多目  
的スペースを設け、大会や合宿による使用時以外は一般  
の方がローイング機器やトレニング器具を有料体験  
できる年中利用可能な施設とすることで収入を得る仕  
組みにすることです。さらにサイクリング愛好者やレン  
タサイクル利用の旅行者、瑞風のお客様も体験できる新  
たな体験施設にしてはとも考えます。新たな滞在型イベ  
ント企画の立上げ、地元の方が使用可能な施設等その応  
用例がいくつも考えられます。艇庫建設に対する財源に  
つきましては、日本ローイング協会を通じた国や県への  
働きかけ、t o t o や宝くじの助成、クラウドファン  
ディング募集等によって岩美町負担を最小化すること  
も可能と考えます。

艇庫建設など環境整備についてどう考えているか、伺  
います。

通告順	氏名	質問事項	質問要旨	
4.	升井 祐子	1. 人口減少時代の雇用創出について	<p>近年、人口動態の改善が見られる自治体の事例を見ると、子育て支援などの行政サービスの充実のみならず、企業立地の促進や産業集積による雇用創出が、人の流入や若者層の定着に影響している可能性が指摘されている。</p> <p>つまり、「支援があるから人が来る」のではなく「働く場があるから人が残る」という側面に改めて目を向ける必要があるのではないかと思う。</p> <p>(1) 本町は、人口減少対策の中で、雇用創出をどう考えているのか。</p> <p>(2) 各自治体では人口減少対策として、各種補助制度など移住支援策が講じられているが、それらが雇用創出とどのように結びついているのか、また持続的な人口構造の改善に繋がっているのか検証が必要と思う。補助制度が「移住のきっかけ」にとどまらず、定着や就業につながるかどうかを検証したり、財政支出に見合う効果を測定するため、具体的な成果指標を設定しているか。</p> <p>(3) 本町が実施している移住支援や就業支援は、雇用創出にどのような効果があったか。</p>	

			<p>(4) ベンチャー企業ができれば、人の雇用が必ず起き、人の雇用を通じて、人件費が払われるので、所得税が入ってくる。また、物流が起き、いろいろな消費が起きて、関連産業における収入も増えるので、別のかたちでの税収が増えてくると思われる。</p> <p>「本町で新しく工場を建てて産業をつくってくださいれば、最初の十年間は税金を掛けません」というような企業誘致の推進と、起業家精神を持っている人に道を開くことをしていくべきと思うがどうか。</p>
	<p>2. 脱炭素施策は慎重に</p>	<p>本町は「2050年ゼロカーボンシテイ」の実現を目指しており、環境省の補助事業を活用して計画を作成するなど、脱炭素に向けた取り組みをしている。</p> <p>2030年までに、太陽光を中心として、再生可能エネルギー4.9MWの新規導入を目指し、2030年までに、2013年度比で温室効果ガス排出量46%削減を目標としている。</p> <p>また、脱炭素社会の実現を目指した、省エネ設備の導入促進など、9つの施策を掲げている。</p>	<p>(1) 近年、欧米に於いても、EV政策や環境規制の見直しが進んでいるなど、「脱炭素」をめぐる国際潮流に変化が見られるが、こうした動きを認識しているか。</p>
		<p>(2) 本町の地球温暖化対策実行計画にある脱炭素社会を目指した施策を実現しようとすれば、製造、運送、廃棄までの過程で、むしろ相当な環境負荷も伴うこともあると思うがどう考えるか。</p>	

			<p>(3) オーストラリア・クイーンズランド州で進められていた、最大のグリーン水素プロジェクト「CQ-H2」が高コストと補助金依存が原因で頓挫した事例が報じられた。国の政策転換や補助金の見直しなどがあった場合、町の方向性も変わる可能性はあるか。</p>	
			<p>(4) 再エネ賦課金や送電網整備もコスト増による電気代の高騰の一つとして考えられ、脱炭素施策を進めるに当たり、関連産業の衰退という懸念もある。      今まで、化石燃料に頼ってきたところが大きいと思うが、エネルギー転換により、雇用や税収が減少する可能性もあるし、脱炭素に向けた規制強化が、中小企業の負担になり、その支援も講じなければならなくなるだろう。      脱炭素施策については、慎重に取り組みべきと考えようか。</p>	

通告順	氏名	質問事項	質問要旨	
5.	田中 克美	1. 難聴者に対する支援について	<p>町は2022年4月に行った高齢者の「聞こえ」のアンケート調査を皮切りに、補聴器購入費に対し、2023年4月から上限3万円の助成を開始し、翌年4月から上限額を4万円に引き上げるとともに所得制限を撤廃しました。</p> <p>私は、難聴の方々が広く社会参加するために、補聴器購入費の助成に加えて、難聴を乗り越えることができる支援を行うことを求めてきました。</p> <p>今回は、町の難聴者支援をさらに前進させるためにいくつかの提案を行い、町長の見解をいただきたいと思います。</p> <p>(1) 提案の前に、補聴器購入費助成制度の利用状況について伺います。</p> <p>① 制度開始の初年度は2件の利用にとどまっていたものが、2年目からは利用される方が多くなくなっていると聞いています。</p> <p>制度開始から3年間の助成の状況を報告してください。</p> <p>② 制度を利用して購入された方のその後の状況について、掌握していれば報告してください。</p> <p>(2) 聞こえを支援する提案をいくつか行います。</p> <p>① 一つ目は聴力検査です。</p> <p>自分の視力を知らない人は多いが、聴力を知っている人はほとんどいない、と言われます。町は、聴力検査を行うようになりましたが、ピー音の検査だけでなく、50音を聞き取る検査を取り入れることを提案します。</p>	

		<p>難聴者が一番困るのは、音を聞き分けることが弱いことだそうです。</p> <p>② 二つ目はコミュニケーションをとる手段についてです。</p> <p>「耳マーク」の活用で、病院で耳マークをカルテに貼って、ドクター、看護師さんが共有することができるようになります。</p> <p>音声言語以外のコミュニケーション手段の活用にも視野を広げることもあります。</p> <p>③ 三つめは「相談」体制を確立することです。</p> <p>これまでの取り組みをさらに前進させるための前向きな答弁を求めます。</p>	
	<p>2. 国の学校給食無償化実施を契機に、町としてさらに前進することについて</p>	<p>小学校の給食を完全無償にするために、保護者負担をゼロにすることを提案します。</p> <p>この度の国の制度実施の不十分な点を町が補って、経済的事情に左右されることがなく、どの子も気兼ねなくいっしょに給食を楽しむことができるようにしていく、今回は絶好のチャンスです。</p> <p>就学援助や生活保護制度の限界から生じる問題点を突破して完全無償化を実現するには、町が保護者負担を求めないことです。</p> <p>町長の決断を求めます。</p>	

## 請願（陳情）等継続審査文書表

令和8年第1回岩美町議会定例会提出

受理番号及び 受理年月日	所管委員会	件名及び 要旨	提出者及び 紹介議員	審査結果
陳情第10号 令和7年 11月26日	産業福祉	「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」 にかかわる陳情	鳥取市美萩野3-102 自治労連鳥取県本部 執行委員長 植谷 和則	令和7年第8回定例会継続審査 (R7年12月定例会)

受理	陳情第10号	令和7年11月26日	取扱者
付議	令和7年12月23日	第8回岩美町議会定例会	
付託	産業福祉常任委員会		
採否	令和 年 月 日	採択 不採択	
処理	令和 年 月 日	へ送付	



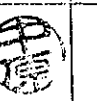

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」にかかわる陳情

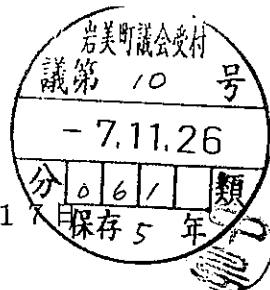
陳情者

鳥取市美萩野3-102

自治労連鳥取県本部

執行委員長 植谷 和則

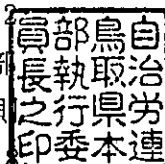
一 先 供 覧	代表	局長	副局長	合議	主査
					
合 議	美町議会議長		認 識	橋本 恒 様	



2025年11月17日

## 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」にかかわる陳情

鳥取市美萩野 3-102  
自治労連鳥取県本部  
執行委員長 植谷 和則  
0857-59-188



貴議会の日頃からの住民福祉に対するご尽力に敬意を表します。

さて、ご承知の通り、政府・こども家庭庁は、2025年度に「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施するとしています。

すでに、2024年4月の時点で115自治体がモデル事業を実施しており、2025年度は実施自治体がさらに増える見込みですが、各自治体は、2025年度中に総合支援システムの構築等の準備を進めつつ、実施計画の策定や条例化を行います。

この制度は、利用者と事業者の直接契約ですが、新たな給付のための利用者の認定、事業を実施する事業者の認可は自治体の業務とされており、事業をどのように実施し、どのような事業者を認可するなどを決めるのは、実施主体の自治体となります。

この制度は、預けられる子どもの不安や預かる施設の負担、多様な事業者の参入が認められていること、一般型では有資格者の配置が半数でも可能とされているなど、さまざまな問題があります。よりよい制度・条件等で実施するには、預けられる子どもと預ける保護者の不安を取り除くこと、受け入れる現場の負担を軽減させることなどがが必要です。

以上の立場から以下について陳情します。

### 記

自治体当局に対して、事業の実施に際して以下の内容を遵守することを求めてください。

- ①対象施設から営利事業者を除外すること。
- ②事業を実施する施設には、定期的に訪問し、実施状況や内容を確認するとともに、必要に応じて助言や援助を行うこと。
- ③利用方法は定期利用のみとし、自由利用は行わないこと。
- ④実施方法は一般型（専用室独立実施型）を基本とし、余裕活用型で実施する場合でもすべて有資格者とすること。

以上

## 請願（陳情）等文書表

令和8年第1回岩美町議会定例会提出

受理番号及び 受理年月日	所管委員会	件名及び旨	提出者及び紹介議員	審査結果
陳情第1号 令和8年 2月16日	総務教育	東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態 把握と再発防止を求め陳情	東京都葛飾区東新小岩1-1-1-401 浜田 聡（前参議院議員）	

受理	陳情第1号	令和8年2月16日	取扱者
付議	令和8年3月5日	第1回岩美町議会定例会	
付託	総務教育常任委員会		
採否	令和 年 月 日	採択 不採択	
処理	令和 年 月 日	へ送付	

東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する

早期の実態把握と再発防止を求める陳情

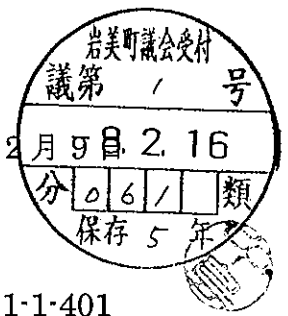
陳情者

東京都葛飾区東新小岩 1-1-1-401

浜田 聡 (前参議院議員)

一 先 供 覧	議長	局長	係長	合議	主査
					
	岩美町議会 議長	橋本 係長	恒様		
	合議				

令和8年2月9日 2.16



〒124-0023

東京都葛飾区東新小岩 1-1-1-401

浜田 聡 (前参議院議員)

TEL 03-4446-93348

東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

### <陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音や実情を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。従来から課題として認識されてきた側面はありますが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、貴議会として早急な確認をお願い申し上げます。

#### <陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

《討議資料》

# 庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情採択・実態調査あわせ全国104自治体  
平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」

これまで表面化していなかった職員達の声が  
アンケートを通じて明示されました——

令和8年1月作成

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

E-mail: [petition@renrakukai.net](mailto:petition@renrakukai.net) URL: <https://4enrakukai.net/>

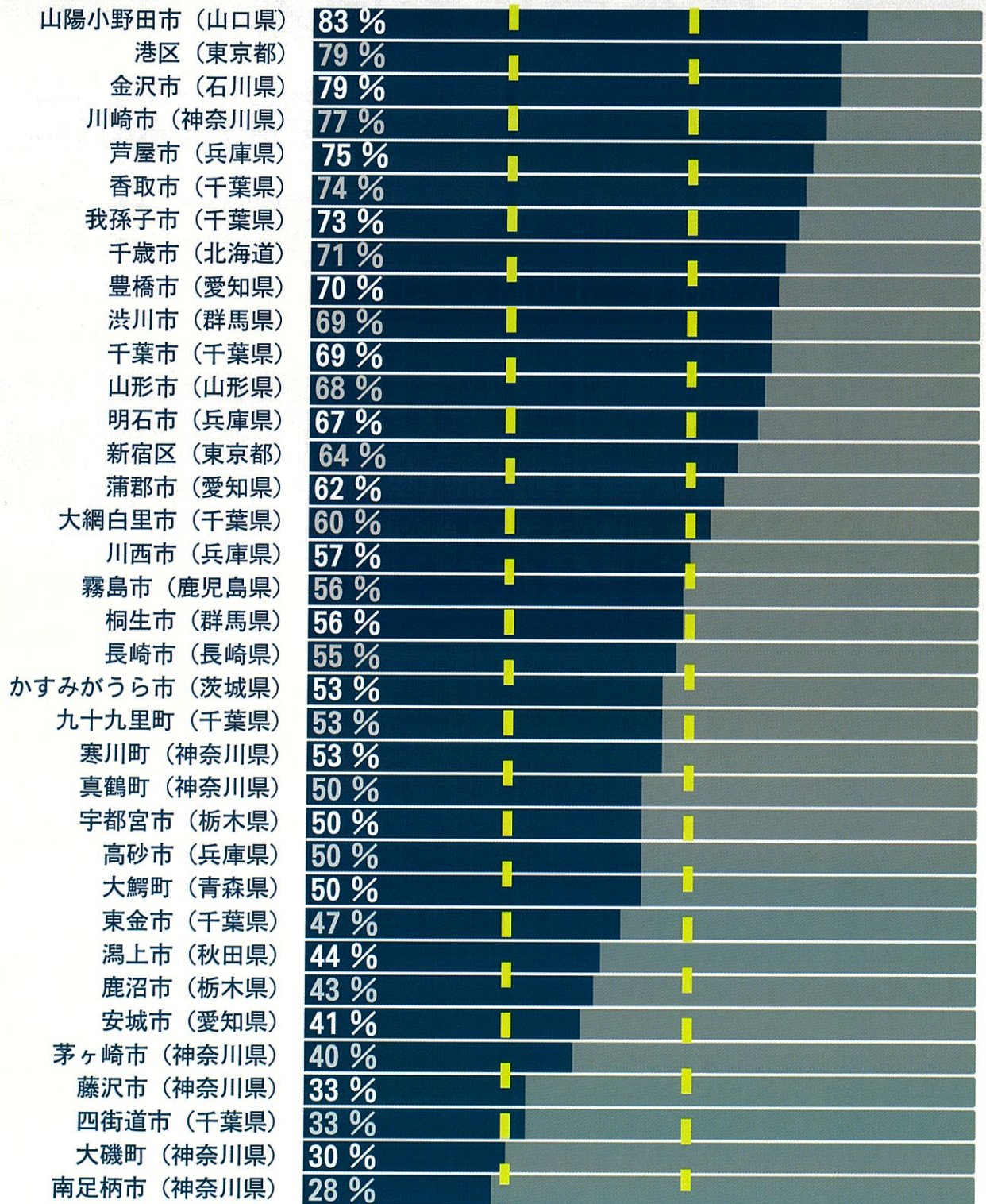
※本資料PDFは右QRコードから  
ダウンロード頂けます。



# 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合

36自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」



総じて3割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも36の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。**心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

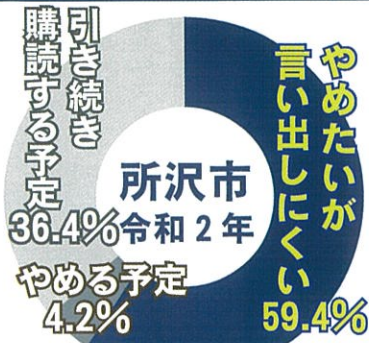
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載しています。実際には、上記以外にもアンケートを実施した自治体があると思われます。

# 政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

所沢市

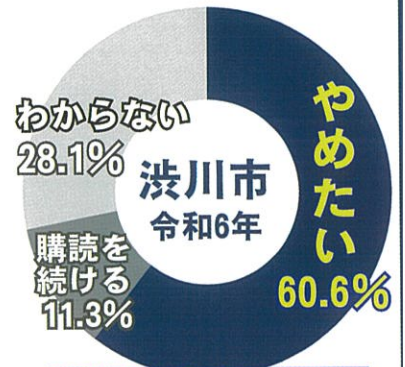
職員の過半数「購読をやめたいが、議員に言えない」

渋川市



購読の継続意向

所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。鹿沼市（栃木県）でも7割以上が「やめたい」と答えた。



購読を今もやめたいか

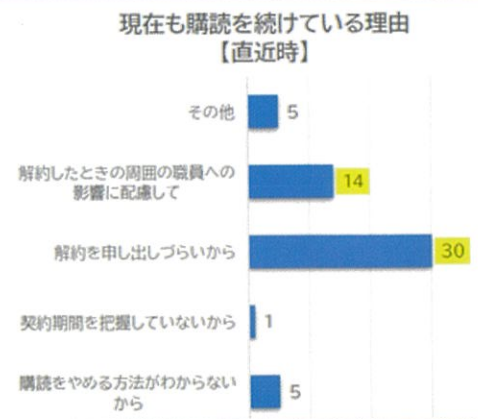
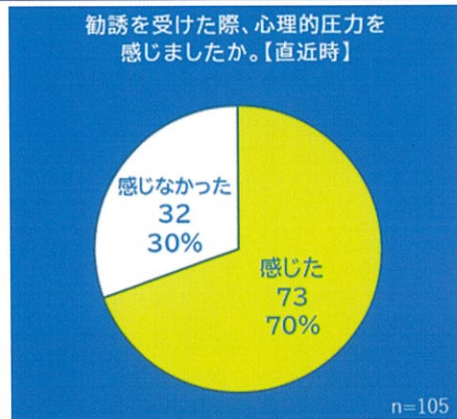
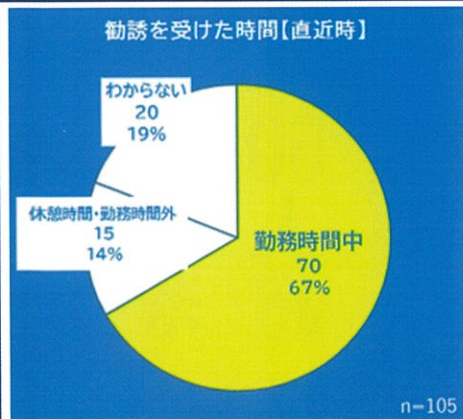
山形市

山形市で心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

千葉市

心理的圧力を受け、断れずに購読を続けている現状

千葉市で直近3年間で勧誘をうけて購読中の39人に理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらいうから」と答えるなど、自らの意思で購読している職員は一人もいなかった。



豊橋市

庁舎内で政党機関紙を勧誘するのは特定政党

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市（愛知県）が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他自由記述となっていた。

他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

新宿区の事例は、政党機関紙勧誘に関するアンケートを実施することで、実態を客観的に把握し、その結果を踏まえて行政として適切な対応が可能になることを示しています。報道では、しんぶん赤旗の勧誘問題が取り上げられていますが、私たちは、アンケートは特定の政党に限定することなく、すべての政党を対象として公平・公正に実施されるべきものと考

月曜日

産経新聞

【月ごめ定価3900円(税抜き本体価格3611円+消費税289円) 1部売り140円】 <第三種郵便物認可>



新宿区役所—9日、東京・歌舞伎町

区などにすると、区役所庁舎内での政治活動や物品販売は、庁舎管理規則上、認められていないが、共産区議がそれに違反する形で、政党機関紙の赤旗の購読勧誘や集金を庁舎内で行っていた。区は昨年12月11日、政党機関紙の購読契約を解除したい職員は、総務課

### 区、職員への勧誘中止訴え

東京都新宿区の多数の管理職が共産党区議からの勧誘を断れず、党機関紙「しんぶん赤旗」を購読していた問題で、赤旗の購読継続を望まない50人以上の管理職が、区のサポートを受けて購読契約を解除したことが区への取材で分かった。さらに、職員への政党機関紙の勧誘や庁舎内での購読料の集金を行わないよう、区議会に要請したことも判明した。(原川貴郎、写真も)

# 赤旗区管理職が集団解約 新宿「望まぬ購読」、50人超

られ、共産区議の勧誘を受けて、赤旗を購読していた管理職の実数は不明だとされる。区側は昨年12月下旬、赤旗の購読契約解除を希望する管理職が、自身の氏名などを記入した用紙を共産区議団にまとめて提出。今年1月以降、区役所庁舎内の執務スペースへの配達はなくなったという。一方、吉住健一区長は

昨年12月11日、政党機関紙を巡り、①職員に対する購読勧誘②庁舎内での購読料の徴収③職員による購読料の徴収代行④配達員による執務スペースへの配達—を行わないよう区議会に要請した。区議会は今年14日に各会派の幹事長会を開き、区長の要請を受けて議会としての対応を協議することとしている。新宿区が昨年8月、管理職を対象に行ったハラメントに関するアンケート(132人中115人が回答)によると、85%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、このうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。また勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えた。区側はこの政党機関紙が「赤旗」であることを区議会で明らかにし、「議員による職員への行為がハラメントに発展し得る構造的リスクがある」と(吉住氏)として、職員個人で解約しづらいケースを含め、対応策を検討していた。

## 産経新聞 令和7年10月30日社説

### 全国で実態調査し対策を

#### 赤旗の「押し売り」

共産党の地方議員が自治体の庁舎内で、幹部職員らに同党の機関紙「しんぶん赤旗」の購読を求めた行為が横行している。東京都新宿区では、区の管理職の約8割が共産党区議から赤旗購読の勧誘を受け、このうち6割以上が心理的圧力を感じていたことが、区が実施した職員へのアンケートで分かった。議員の立場を利用した押し売りにも等しい行為で、看過できない。執拗な勧誘は他の自治体でも問題化しているが、氷山の一角だろう。共産党議員は執拗な勧誘をやめるべきだ。政府や全国の自治体は実態を調査し、対策を講じてもらいたい。

新宿区のアンケートは8月、課長級以上の管理職を対象に行われ、115人が回答した。区報告書によると、区議から機関紙購読の勧誘を受けた職員のうち35%が「購読した」、50%が「やむを得ず購読した」と回答した。断っても重ねて勧誘されたケースも複数あった。報告書には、機関紙名は記されていないが、区は区議会総務区民委員会での答弁で、赤旗であると明らかにしている。千葉市が3月に行った管理職への調査でも、機関紙購読を勧誘された職員が7割が心理的圧力を感じていたことが分かり、神谷俊一市長が市議会に対し、配慮するよう文書で求めた。自治体の管理職は議会対応の関係上、議員の要求を断りにくい。議員側はその意図はなくて

も、勧誘自体が心理的圧力につながることは否めない。しかも赤旗は共産党の最大の資金源である。同党の収入総額の約8割は購読料など機関紙関連事業で、それに自治体職員も協力させられているとすれば、政治的中立性を損なうことにもなる。神奈川県鎌倉市は平成26年度、「職務の中立性」を理由に政党機関紙などの庁舎内での勧誘を禁止する規則を設けた。共産党市議らが長年にわたり赤旗の勧誘、集金を繰り返していたことに対処するためだ。他の自治体も参考にしたい。

職員への政党機関紙勧誘問題は、産経新聞が報道しているほか、読売新聞、共同通信、東京新聞、中日新聞の日刊紙、Hanada、WILL、政経東北の月刊誌等で広く指摘されています。特にX等のSNSでは、問題が報道される度に数百万インプレッションを記録しています。

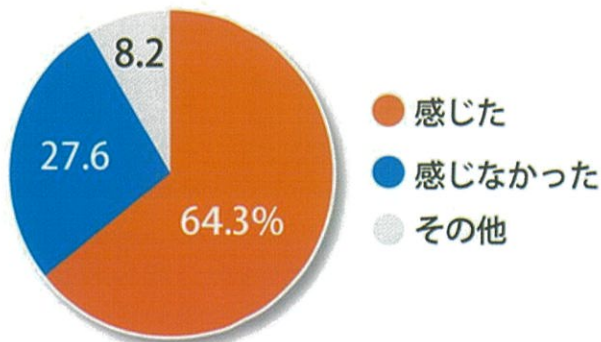
# 新宿区ハラスメントに関する職員アンケート（令和7年）

新宿区

「課長は当然購読するもの」。暗黙のルールを押し付けられた。

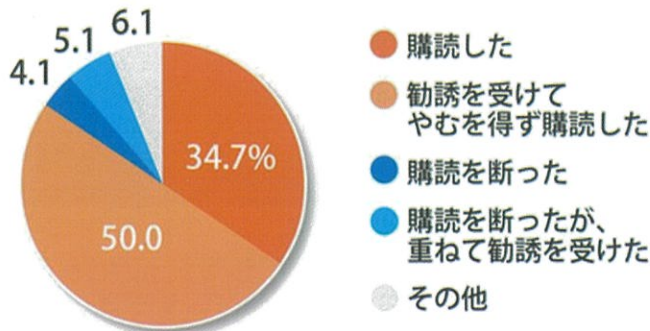
管理職115人が回答。アンケート実施を通して、共産党区議による政党機関紙の「押し売り」が横行していることが明らかになった。管理職 85・2%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。さらに勧誘を受けて50%が「やむを得ず購読した」と回答した。

## 勧誘を受けたとき、心理的圧力を感じたか



- ・「課長は当然購読するもの」という暗黙のルールがある、と言われていたように感じた。
- ・管理職は購読するものなのだと思っていた。義務的に感じていた。
- ・勧誘の言動に圧力は感じなかったが、勧誘自体に圧力を感じる。
- ・圧力は感じなかったが、良好な関係を構築するためには購読した方が良かったと思った。

## 勧誘を受け、その政党機関紙を購読したか



- ・頼んでもいないのに届けられ、請求に来た。
- ・回答をうやむやにした。しばらく政党機関紙が送られてきたが、集金はなく、その後機関紙が送られなくなった。
- ・先輩管理職から、過去断ることができた人は1名のみと教わり、購読した方が無難だとアドバイスもらった。
- ・その後日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している。

# 港区 政党機関紙の庁舎勧誘行為に関する職員アンケート（令和6年）

港区

9割が勧誘を受け、8割が心理的圧力を受け、7割が購読した。

管理職 67名が回答。61人（91%）が区議から勧誘を受けており、その際48人（78.7%）が心理的圧力を感じた。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言いだせずにやめられない」「購読を断ることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

■ 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人 29

## 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願（令和6年3月採択）

### 賛成した会派

自民党議員団、みなと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

### 反対した会派

共産党議員団  
港区れいわ新選組  
みなと政策会議

請願採択を踏まえアンケートを実施した

# 地方自治体で政党機関紙の実態調査が推進される背景

## パワハラ防止法による措置義務 「事実確認を迅速かつ正確に」

パワーハラスメント防止法（労働施策総合推進法）および厚生労働省の指針により、地方公共団体を含むすべての事業主には、団体の規模や職場環境の如何を問わず、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じる義務が課されています。具体的には

- ▶事実関係を迅速かつ正確に確認する
  - ▶被害者に対する適切な配慮措置を行う
  - ▶再発防止に向けた措置を講じる
- 等が求められています。

## 全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年12月現在  
157自治体が制定

### 柏市

千葉県柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくださった。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

## 近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮

「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施され<sup>30</sup>ている。

[https://www.city.itabashi.tokyo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/055/358/r61119\\_giun\\_8.pdf](https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/055/358/r61119_giun_8.pdf)

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定されるため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにしろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。これまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではなく、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

## 政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

全国





政党機関紙勧誘に「共通の傾向」がみられる。  
役職者の新規任命時期の3月末から4月上旬に勧誘が集中。

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 契約書がなく、契約期間が定められておらず、辞めるきっかけがない。多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。
- ⑤ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、<sup>31</sup>自宅で購入するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

# 庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情採択及び実態調査を実施した全国計104自治体

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 千歳市</li> <li>■ 釧路市</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 九十九里町</li> <li>■ 我孫子市</li> <li>■ 習志野市</li> <li>■ 銚子市</li> <li>■ 勝浦市</li> <li>■ 流山市</li> <li>■ 神崎町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安城市</li> <li>■ 蒲郡市</li> <li>■ 豊橋市</li> <li>■ あま市</li> <li>■ 大治町</li> <li>■ 高浜市</li> <li>■ 豊明市</li> <li>■ 津島市</li> <li>■ 幸田町</li> </ul>	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外ヶ浜町</li> <li>■ 大鰐町</li> </ul>	千葉県		愛知県	
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 滝沢市</li> </ul>				
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 湯沢市</li> <li>■ 北秋田市</li> <li>■ 潟上市</li> <li>■ 八郎潟町</li> <li>■ 八峰町</li> <li>■ 上小阿仁村</li> </ul>	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 港区 ※請願</li> <li>■ 新宿区</li> <li>■ 目黒区</li> <li>■ 板橋区</li> <li>■ 足立区</li> <li>■ 調布市</li> <li>■ 武蔵村山市</li> <li>■ 清瀬市</li> <li>■ 稲城市</li> <li>■ 立川市</li> </ul>	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 湖南市 ※決議</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山形市</li> <li>■ 寒河江市</li> </ul>			大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大阪狭山市</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会津若松市</li> <li>■ 川俣町</li> <li>■ 北塩原村</li> </ul>			兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高砂市</li> <li>■ 明石市</li> <li>■ 芦屋市</li> <li>■ 川西市</li> <li>■ 西宮市</li> <li>■ 豊岡市</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ かすみがうら市</li> </ul>			奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 田原本町</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宇都宮市</li> <li>■ 鹿沼市</li> <li>■ 壬生町</li> </ul>			岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総社市</li> <li>■ 美作市</li> <li>■ 吉備中央町</li> <li>■ 和気町</li> <li>■ 里庄町</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 桐生市</li> <li>■ 渋川市</li> <li>■ 沼田市</li> <li>■ 甘楽町</li> </ul>	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 神奈川県</li> <li>■ 藤沢市</li> <li>■ 茅ヶ崎市</li> <li>■ 南足柄市</li> <li>■ 逗子市</li> <li>■ 真鶴町</li> <li>■ 寒川町</li> <li>■ 川崎市</li> <li>■ 鎌倉市</li> <li>■ 大磯町</li> <li>■ 綾瀬市</li> <li>■ 厚木市</li> <li>■ 大和市</li> <li>■ 伊勢原市</li> <li>■ 海老名市</li> <li>■ 座間市</li> <li>■ 鎌倉市</li> <li>■ 愛川町</li> <li>■ 松田町</li> <li>■ 清川村</li> </ul>	山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山陽小野田市</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 加須市</li> <li>■ 和光市</li> <li>■ 美里町</li> <li>■ 上里町</li> </ul>			長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長崎市</li> <li>■ 時津町</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 千葉市</li> <li>■ 大網白里市</li> <li>■ 四街道市</li> <li>■ 東金市</li> <li>■ 香取市</li> <li>■ 山武市</li> </ul>	石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金沢市</li> </ul>	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 荒尾市</li> </ul>
		長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 岡谷市</li> </ul>	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 霧島市</li> <li>■ 指宿市</li> <li>■ 日置市</li> </ul>
		岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中津川市</li> </ul>		

黒＝陳情が採択された自治体  
 赤＝陳情採択されて調査を行った自治体  
 緑＝議員による一般質問や住民からの要望書などを受けて調査を行った自治体

供 覧 完 結	議 長	局 長	係 長	合 議	主 査
					
合 議		課 係			



岩美町議会議長 橋 本 恒 様

**完 結**

岩美町監査委員 寺谷 信一郎  
(公印省略)  
岩美町監査委員 川口 耕司  
(公印省略)

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年11月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年月日 令和7年12月19日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和7年11月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和7年11月末日現在

(単位：円)

会計別	区分	前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一 般	7年度	660,475,760	1,089,065,885	561,620,125	527,445,760	1,187,921,520
バ ス	7年度	△ 47,488,102	4,548,881	4,196,699	352,182	△ 47,135,920
後期高齢者	7年度	3,261,613	68,864,264	6,754,705	62,109,559	65,371,172
国 保	7年度	105,954,778	102,412,029	104,555,529	△ 2,143,500	103,811,278
介護保険	7年度	△ 41,218,761	110,558,240	124,659,082	△ 14,100,842	△ 55,319,603
小計(a)	7年度	680,985,288	1,375,449,299	801,786,140	573,663,159	1,254,648,447
基 金(b)	7年度	4,378,743,742	593,100	0	593,100	4,379,336,842
歳入歳出外現金(c)	7年度	76,567,186	106,318,646	93,365,944	12,952,702	89,519,888
合計(a+b+c)	7年度	5,136,296,216	1,482,361,045	895,152,084	587,208,961	5,723,505,177

## 現金出納状況表(令和7年度)

### 企業会計

#### イ 現金出納の状況

(単位:円)

事業別	区分	前月末 残高(A)	当月収支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備考
			収入	支出	差引(B)		
水道事業		287,686,663	10,163,778	30,170,901	△ 20,007,123	267,679,540	令和7年12月18日現在
下水道事業		292,017,496	8,302,673	22,492,724	△ 14,190,051	277,827,445	令和7年12月18日現在
病院事業		256,202,846	157,123,362	160,742,190	△ 3,618,828	252,584,018	令和7年12月19日現在

(単位:円)

事業別	区分	1日より検査当日分					当日現金残高 (C) + (D) - (E)	
		受高			払高			
		検査前日まで	検査当日	計(D)	検査前日まで	検査当日		計(E)
水道事業		486,503	0	486,503	3,769,434	0	3,769,434	264,396,609
下水道事業		274,893	0	274,893	26,411,190	0	26,411,190	251,691,148
病院事業		42,179,244	665,996	42,845,240	130,660,058	0	130,660,058	164,769,200

#### ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

事業別	区分	預金		減債基金	現金	合計	備考
		普通預金	定期預金				
水道事業		263,368,129	1,028,480	0	0	264,396,609	令和7年12月18日現在
下水道事業		247,761,778	0	3,929,370	0	251,691,148	令和7年12月18日現在
病院事業		163,576,418	0	0	1,192,782	164,769,200	令和7年12月19日現在




#### ハ 収支の状況 (収入)

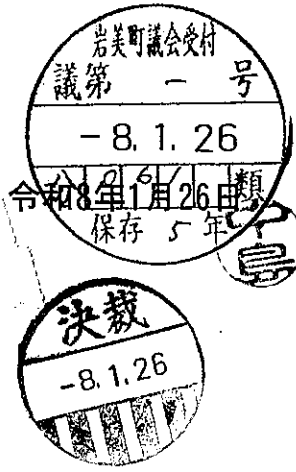
(令和7年11月末日現在)

事業別	区分	収 益 (円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	129,628,261	16,445,728	146,073,989	54.33	58.43	△ 4.10
下水道事業		427,368,000	140,773,956	15,967,671	156,741,627	36.68	39.66	△ 2.98
病院事業		2,167,485,000	926,440,073	140,901,725	1,067,341,798	49.24	44.32	4.92

#### (支出)

事業別	区分	費 用 (単位:円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	49,013,093	5,325,410	54,338,503	20.21	18.84	1.37
下水道事業		427,368,000	71,394,322	21,086,983	92,481,305	21.64	21.87	△ 0.23
病院事業		2,366,820,000	1,080,878,647	141,637,796	1,222,516,443	51.65	49.76	1.89

供覧 完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議	課係			



岩美町議会議長 橋本 恒 様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎

(公印省略)

岩美町監査委員 川口 耕司

(公印省略)

**完 結**

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年12月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年月日 令和8年1月26日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和7年12月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和7年12月末日現在

(単位：円)

会計別	区分	前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一 般	7年度	1,187,921,520	576,607,547	678,677,610	△ 102,070,063	1,085,851,457
バ ス	7年度	△ 47,135,920	213,307	4,329,443	△ 4,116,136	△ 51,252,056
後期高齢者	7年度	65,371,172	1,140,200	69,354,715	△ 68,214,515	△ 2,843,343
国 保	7年度	103,811,278	98,362,467	119,041,032	△ 20,678,565	83,132,713
介護保険	7年度	△ 55,319,603	107,169,233	129,570,090	△ 22,400,857	△ 77,220,460
小計(a)	7年度	1,254,648,447	783,492,754	1,000,972,890	△ 217,480,136	1,037,168,311
基 金(b)	7年度	4,379,336,842	310,100	△ 80,000	390,100	4,379,726,942
歳入歳出外現金(c)	7年度	89,519,888	130,648,293	143,421,394	△ 12,773,101	76,746,787
合計(a+b+c)	7年度	5,723,505,177	914,451,147	1,144,314,284	△ 229,863,137	5,493,642,040

## 現金出納状況表(令和7年度)

### 企業会計

#### イ 現金出納の状況

(単位:円)

事業別	区分	前月末 残高(A)	当 月 収 支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備 考
			収 入	支 出	差 引(B)		
水道事業		267,679,540	11,646,641	22,305,409	△ 10,658,768	257,020,772	令和8年1月23日現在
下水道事業		277,827,445	10,554,122	37,466,633	△ 26,912,511	250,914,934	令和8年1月23日現在
病院事業		252,584,018	185,625,050	328,805,430	△ 143,180,380	109,403,638	令和8年1月26日現在

(単位:円)

事業別	区分	1日より検査当日分					当日現金残高 (C) + (D) - (E)	
		受 高			払 高			
		検査前日まで	検査当日	計 (D)	検査前日まで	検査当日		計 (E)
水道事業		356,565	0	356,565	26,847,701	0	26,847,701	230,529,636
下水道事業		115,207	0	115,207	2,592,822	0	2,592,822	248,437,319
病院事業		128,481,079	126,420	128,607,499	81,003,179	0	81,003,179	157,007,958

#### ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

事業別	区分	預 金		減価基金	現 金	合 計	備 考
		普通預金	定期預金				
水道事業		229,501,156	1,028,480	0	0	230,529,636	令和8年1月23日現在
下水道事業		244,507,949	0	3,929,370	0	248,437,319	令和8年1月23日現在
病院事業		156,328,772	0	0	679,186	157,007,958	令和8年1月26日現在

#### ハ 収支の状況





(収 入)

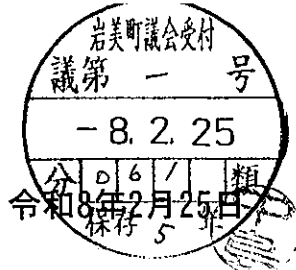
(令和7年12月末日現在)

事業別	区分	収 益				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	146,073,989	17,512,317	163,586,306	60.85	65.13	△ 4.28
下水道事業		427,368,000	156,741,627	16,601,911	173,343,538	40.56	43.66	△ 3.10
病院事業		2,167,485,000	1,067,324,271	142,827,286	1,210,151,557	55.83	49.87	5.96

(支 出)

事業別	区分	費 用				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	54,338,503	8,699,539	63,038,042	23.45	22.32	1.13
下水道事業		427,368,000	92,481,305	6,971,906	99,453,211	23.27	23.53	△ 0.26
病院事業		2,366,820,000	1,222,516,443	298,706,597	1,521,223,040	64.27	61.69	2.58

供覧完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議	課係			



**完結**

岩美町議会議長 橋本恒様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎  
(公印省略)  
岩美町監査委員 川口 耕司  
(公印省略)

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和8年1月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年月日 令和8年2月25日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和8年1月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和8年1月末日現在 (単位：円)

会計別	区分	前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ)-(ハ)=(ニ)	(イ)+(ニ)=(ホ)
一般	7年度	1,085,851,457	260,503,021	331,241,999	△ 70,738,978	1,015,112,479
バス	7年度	△ 51,252,056	16,673,857	4,003,886	12,669,971	△ 38,582,085
後期高齢者	7年度	△ 2,843,343	24,358,000	2,010,886	22,347,114	19,503,771
国保	7年度	83,132,713	103,783,570	134,662,040	△ 30,878,470	52,254,243
介護保険	7年度	△ 77,720,460	108,258,244	119,862,559	△ 11,604,315	△ 89,324,775
小計(a)	7年度	1,037,168,311	513,576,692	591,781,370	△ 78,204,678	958,963,633
基金(b)	7年度	4,379,726,942	3,883,000	2,970,000	913,000	4,380,639,942
歳入歳出外現金(c)	7年度	76,746,787	152,634,515	137,061,962	15,572,553	92,319,340
合計(a+b+c)	7年度	5,493,642,040	670,094,207	731,813,332	△ 61,719,125	5,431,922,915

## 現金出納状況表(令和7年度)

### 企業会計

#### イ 現金出納の状況

(単位:円)

事業別	区分	前月末 残高(A)	当月収支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備考
			収入	支出	差引(B)		
水道事業		257,020,772	32,939,055	29,686,733	3,252,322	260,273,094	令和8年2月24日現在
下水道事業		250,914,934	30,198,794	7,946,610	22,252,184	273,167,118	令和8年2月24日現在
病院事業		109,403,638	146,785,912	173,203,066	△ 26,417,154	82,986,484	令和8年2月25日現在

(単位:円)

事業別	区分	1日より検査当日分					当日現金残高 (C) + (D) - (E)	
		受高			払高			
		検査前日まで	検査当日	計(D)	検査前日まで	検査当日		計(E)
水道事業		253,936	0	253,936	17,919,396	0	17,919,396	242,607,634
下水道事業		187,117	0	187,117	12,683,238	0	12,683,238	260,670,997
病院事業		490,765,284	222,501	490,987,785	87,064,549	0	87,064,549	486,909,720

#### ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

事業別	区分	預金		減価基金	現金	合計	備考
		普通預金	定期預金				
水道事業		241,579,154	1,028,480	0	0	242,607,634	令和8年2月24日現在
下水道事業		256,741,627	0	3,929,370	0	260,670,997	令和8年2月24日現在
病院事業		486,258,066	0	0	651,654	486,909,720	令和8年2月25日現在

#### ハ 収支の状況

(収入)

(令和8年1月末日現在)

事業別	区分	収 益				D/A	前年同期	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	163,586,306	16,417,055	180,003,361	66.95	71.46	△ 4.51
下水道事業		427,368,000	173,343,538	16,050,298	189,393,836	44.32	47.51	△ 3.19
病院事業		2,167,485,000	1,210,151,557	137,096,392	1,347,247,949	62.16	56.81	5.35

(支出)

事業別	区分	費 用				D/A	前年同期	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		268,849,000	63,038,042	7,286,526	70,324,568	26.16	24.35	1.81
下水道事業		427,368,000	99,453,211	7,421,936	106,875,147	25.01	24.94	0.07
病院事業		2,366,820,000	1,521,223,040	142,102,521	1,663,325,561	70.28	67.53	2.75

## 一般経過の報告

令和7年12月～令和8年3月

月 日	曜日	行事・事業等の概要
令和7年 12月23日	火	令和7年第8回岩美町議会定例会開会（～25日）
25日	木	議会だより調査特別委員会
令和8年 1月 3日	土	二十歳のつどい
8日	木	鳥取県町村議会議長会役員会（鳥取市）
9日	金	議会だより調査特別委員会
15日	木	商工会との意見交換会
16日	金	議会だより調査特別委員会
17日	土	小田地区自治会との意見交換会
23日	金	国頭村産業まつり（沖縄県、～25日）
26日	月	例月出納検査
27日	火	人権啓発研究集会（群馬県、～29日）
29日	木	東部広域行政管理組合議会運営委員会（鳥取市）
2月 5日	木	東部広域行政管理組合議会定例会（鳥取市、～6日）
10日	火	総務教育常任委員会正副委員長会議
〃	〃	産業福祉常任委員会正副委員長会議
12日	木	後期高齢者医療広域連合議会定例会（湯梨浜町）
16日	月	鳥取県町村議会議長会定期総会（鳥取市）
17日	火	総務教育常任委員会
18日	水	産業福祉常任委員会
24日	火	全員協議会
25日	水	例月出納検査
26日	木	議会運営委員会
3月 2日	月	岩美高等学校卒業証書授与式